

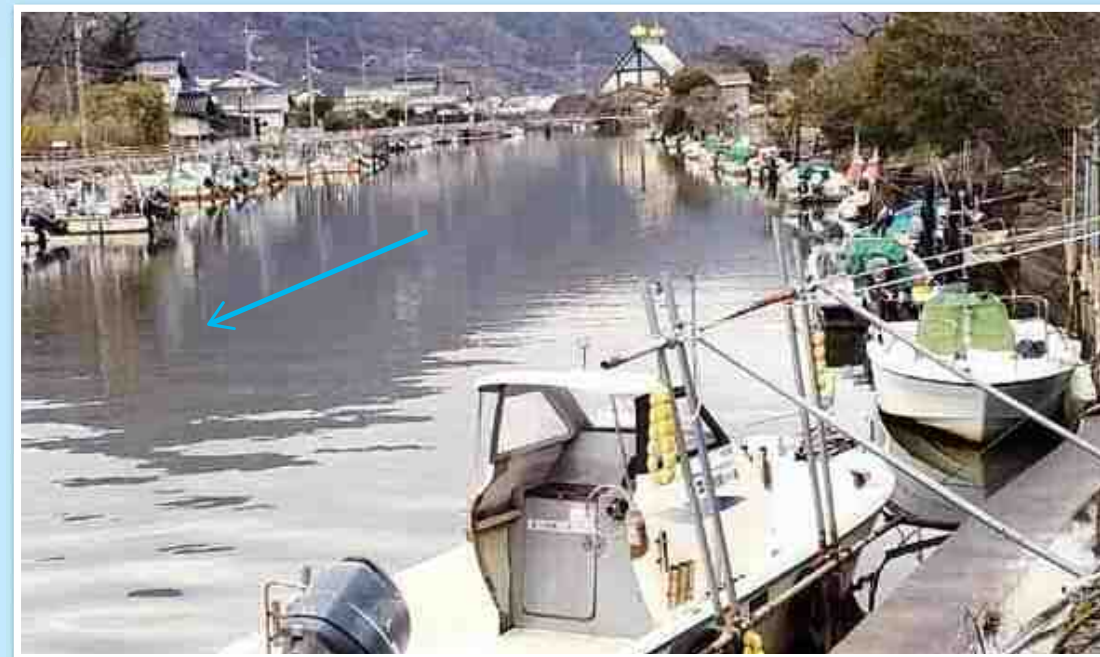


不法係留船が様々な支障をもたらします

不法係留は景観や周辺環境の悪化をまねき、沈船から油が流出することも懸念されます



無秩序な不法係留は川の流れを妨げるばかりか、豪雨時には船の乗上げ事故や施設の破損をまねきます



今後は堀川の規制を強化します！

簡易代執行や行政代執行を実施します



島根県の要請に対し改善の見られない違反者に対しては以下の法令に従い罰則適用も検討します

違反行為	根拠法令	罰則規定
許可なく 係留施設を設置	河川法 第26条第1項	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
許可なく 船舶を放置	河川法 第29条第1項	3ヶ月以下の懲役 または 20万円以下の罰金

出雲県土整備事務所からのお知らせ

船舶放置禁止区域及び重点係留禁止区域の指定について



●堀川における不法係留船に対する規制の強化として、次のとおり区域の指定を行います。
船舶所有者の皆様は、自主的に適切な保管場所への移動をお願いします。

【現状】重点係留禁止区域 ご縁橋から上流 L=800m



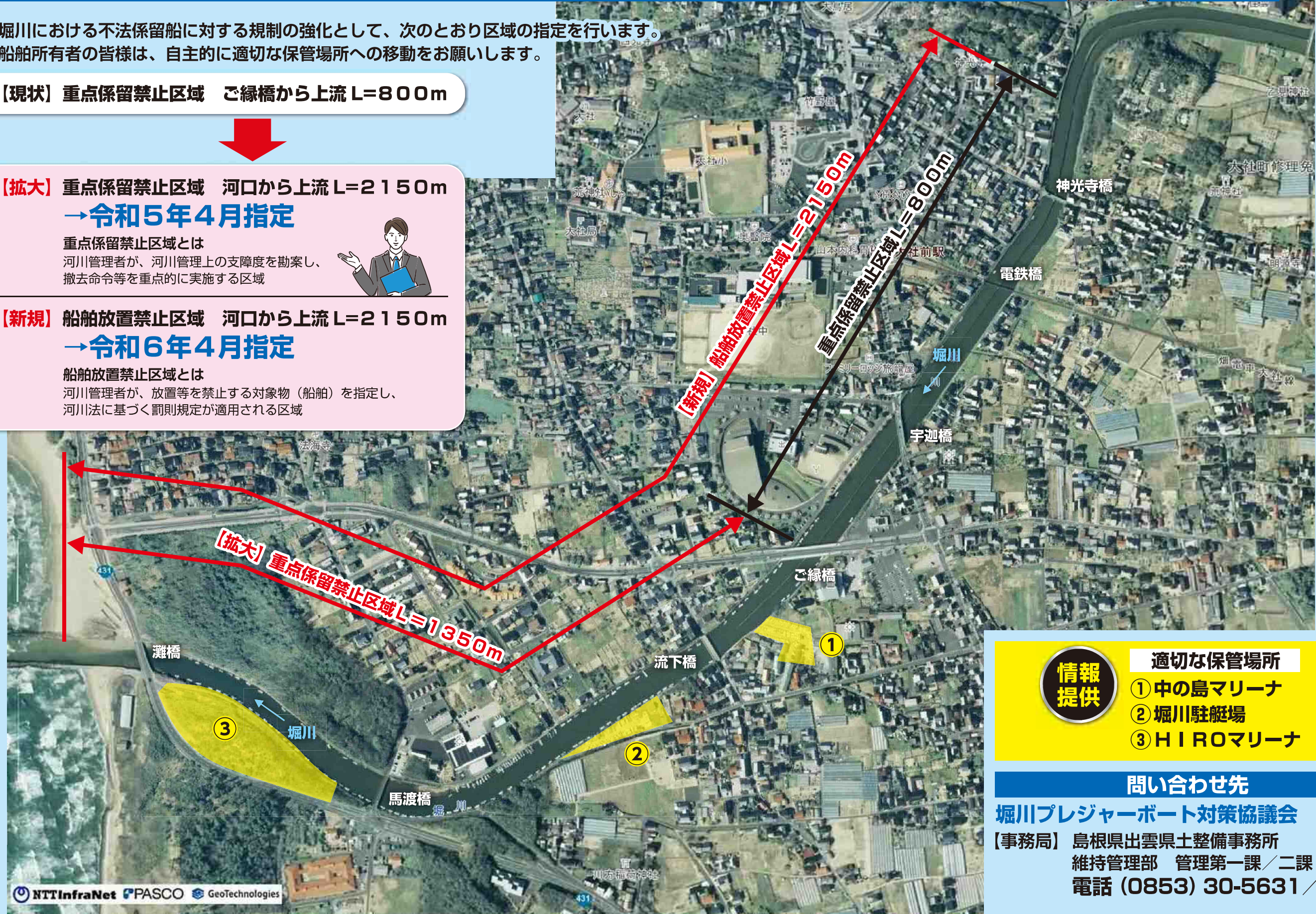
【拡大】重点係留禁止区域 河口から上流 L=2150m
→令和5年4月指定

重点係留禁止区域とは
河川管理者が、河川管理上の支障度を勘案し、
撤去命令等を重点的に実施する区域



【新規】船舶放置禁止区域 河口から上流 L=2150m
→令和6年4月指定

船舶放置禁止区域とは
河川管理者が、放置等を禁止する対象物（船舶）を指定し、
河川法に基づく罰則規定が適用される区域



情報
提供

- 適切な保管場所
- ① 中の島マリーナ
 - ② 堀川駐艇場
 - ③ HIROマリーナ

問い合わせ先

堀川プレジャーボート対策協議会
【事務局】 島根県出雲県土整備事務所
維持管理部 管理第一課／二課
電話 (0853) 30-5631 / 5634